

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （ 地方消費税 ）	
要望項目名	船舶観光上陸許可制度の創設に伴う輸出物品販売場制度の改正	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者等の非住居者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される（消費税法第8条）。その際、物品を購入する非住居者は、旅券又はこれに代わる同条所定の上陸許可書を提示し、これに輸出免税物品購入記録表の貼り付けを受けることとされている（消費税法施行令第18条）。この点、同条は旅券に代わる上陸許可書として、「乗員上陸許可書（入管法第16条）」、「緊急上陸許可書（入管法第17条）」及び「遭難による上陸許可書（入管法第18条）」の3種類を掲げている。</p> <p>平成26年6月、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立し、これに基づきクルーズ船の外国人乗客を対象とする新たな特例上陸許可制度である、「船舶観光上陸許可」が創設された。当該上陸許可を受けて上陸する外国人は旅券への証印に代えて、「船舶観光上陸許可書」の交付を受けることとなる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「船舶観光上陸許可書」の交付を受けた外国人についても、上記3種類の上陸許可書を所持する者と同様、「船舶観光上陸許可書」の提示により免税措置を受けられるよう、措置を講ずることを要望する。</p>	
関係条文	<p>消費税法第8条</p> <p>消費税法施行令第18条</p> <p>入管法第16条から第18条まで</p>	
減収見込額	<p>[初年度]        -        (    -    )        [平年度]        -        (    -    )</p> <p>[改正増減収額]        -        (        )        (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年、海外から本邦の出入国港に寄港する観光クルーズ船への関心が高まっているところ、このようなクルーズ船については、一隻につき数千人規模の乗客の上陸審査を行うことがあり、その全員の審査を終えるには相応の時間が必要となる。そのため、クルーズ船の乗客はもとより、地方公共団体や旅行会社等からも、その審査時間を少しでも短縮するよう要請があった。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年6月観光立国推進閣僚会議取りまとめ）においても、クルーズ船入港時の入国審査手続の更なる迅速化・円滑化を図るとされた。</p> <p>以上を踏まえ、観光クルーズ船の外国人乗客に係る上陸審査手続の一層の円滑化のため、これらの乗客を対象とする新たな特例上陸許可制度である「船舶観光上陸許可」を創設することとなった。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>船舶観光上陸許可制度の下では、クルーズ船の外国人乗客は、上陸許可を受ける際、旅券への証印に代えて、入国審査官から船舶観光上陸許可書の交付を受けることとなる。外国人旅行者など非居住者は、免税店で旅券又はこれに代わる所定の上陸許可書を提示し確認を受けることにより、物品等を免税で購入することができる（消費税法施行令第18条）ところ、船舶観光上陸許可を受けたクルーズ船の外国人観光客も免税品の購入ができるよう、旅券に代わる上陸許可書の一つとして「船舶観光上陸許可書」を追加する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V 出入国の公正な管理 12 出入国の公正な管理 (1) 出入国の公正な管理
	政策の達成目標	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(参考) 平成25年のクルーズ船入港実績 入港数 177隻 外国人入国者数 約17万4,000人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	消費税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行の特例上陸の許可書である、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書及び遭難による上陸許可書については、旅券に代わるものとして、提示により免税措置が受けられるよう措置が講じられていることからすれば、新たに創設される特例上陸許可の一類型である船舶観光上陸の許可書についても同様の措置を執ることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし